

令和4年度 市民税・県民税課税要項

1. 納税義務者

令和4年1月1日現在、大洲市内に住所を有する個人及び市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない人

2. 非課税者

- 令和4年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者（平成14年1月3日以後生まれで、婚姻していない）、寡婦又はひとり親で、前年中の所得が135万円以下の人
- 前年中の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人
28万円×（控除対象配偶者+扶養親族数+1）+10万円 ※扶養親族等を有する場合は16.8万円を加算します。

3. 均等割

- 市民税 3,500円
- 県民税 2,200円（そのうち700円は、森林環境税として森林の環境保全に使われます。）

4. 所得割

課税総所得金額（総所得金額－所得控除額）に下記の税率を乗じたもの
ただし、前年中の総所得金額等の合計額が非課税限度額以下の人は、所得割を課税されません。
35万円×（控除対象配偶者+扶養親族数+1）+10万円 ※扶養親族等を有する場合は32万円を加算します。

所得割額の税率表	課税所得金額	市民税	県民税
	一律	6%	4%

5. 給与所得金額ならびに公的年金等における雑所得金額

それぞれの収入金額に応じて下表により求められます。

給与の収入金額(A)	給与所得金額		年齢区分	公的年金等の収入金額(B)	公的年金等の雑所得金額
～ 550,999	0円		65歳未満 (昭和32年1月2日以後生まれの方)	～ 600,000	0円
551,000～1,618,999	A－55万円			600,001～1,299,999	B－60万円
1,619,000～1,619,999	1,069,000円			1,300,000～4,099,999	B×0.75－27.5万円
1,620,000～1,621,999	1,070,000円			4,100,000～7,699,999	B×0.85－68.5万円
1,622,000～1,623,999	1,072,000円			7,700,000～9,999,999	B×0.95－145.5万円
1,624,000～1,627,999	1,074,000円			10,000,000～	B－195.5万円
1,628,000～1,799,999	A÷4	×2.4+10万円	65歳以上 (昭和32年1月1日以前生まれの方)	～ 1,100,000	0円
1,800,000～3,599,999	(千円未満切捨て)	×2.8－8万円		1,100,001～3,299,999	B－110万円
3,600,000～6,599,999		×3.2－44万円		3,300,000～4,099,999	B×0.75－27.5万円
6,600,000～8,499,999	A×0.9－110万円			4,100,000～7,699,999	B×0.85－68.5万円
8,500,000～	A－195万円			7,700,000～9,999,999	B×0.95－145.5万円
			10,000,000～	B－195.5万円	

6. 所得控除の種類と控除額

総所得金額、分離課税される短期・長期譲渡所得金額等、退職所得金額及び山林所得金額から次の所得控除を差し引いたものが、それぞれの課税所得金額となります。

雑損控除…… 災害などにより住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額

- (損害金額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×10%)
- (損害金額－保険金などで補てんされる金額)のうち災害関連支出の金額－5万円

医療費控除…… ①通常の医療費控除…… 支払った医療費から総所得金額等の合計額の5%、もしくは10万円のいずれか少ない方を差し引いた額
(①か②の選択適用)

②医療費控除の特例…… 特定の医薬品の購入費から1.2万円を差し引いた金額（健康診断などの一定の取組みを行っていることが条件）

社会保険料控除…… 支払った健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの金額

小規模企業共済等掛金控除…… 小規模企業共済法に基づく第1種共済契約掛金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金

生命保険料控除…… 平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料が

新契約	12,000円以下	全額
	12,000円超32,000円以下	支払った保険料×0.5 + 6,000円
	32,000円超56,000円以下	支払った保険料×0.25+14,000円
	56,000円超	28,000円

平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料・個人年金保険料が

旧契約	15,000円以下	全額
	15,000円超40,000円以下	支払った保険料×0.5 + 7,500円
	40,000円超70,000円以下	支払った保険料×0.25+17,500円
	70,000円超	35,000円

※ 各保険料の新契約及び旧契約ごとに計算した合計額上限は70,000円。一般生命保険料又は個人年金保険料で新契約と旧契約に係る控除がある場合、各控除の上限は28,000円

地震保険料控除…… ① 地震保険契約に関するもの
支払った保険料の合計額が { 50,000円以下 …… 支払った保険料×0.5
50,000円超 …… 25,000円

② 旧長期損害保険契約に関するもの
支払った保険料の合計額が { 5,000円以下 …… 全額
5,000円超15,000円以下 …… 支払った保険料×0.5 + 2,500円
15,000円超 …… 10,000円

※ 地震、旧長期の両方がある場合、限度額は25,000円

障害者控除…… 本人や控除対象配偶者、扶養親族が障害者に該当する人

- 普通障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級など) …… 260,000円
- 特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級など) …… 300,000円
(控除対象配偶者・扶養親族等が同居特別障害者の場合は、230,000円を加算)

寡婦控除…… 次の①又は②に該当する人 …… 260,000円
(事実上婚姻関係と同様の者がいる場合は対象外)

- 夫と離婚後に婚姻していない者で、扶養親族がいる令和3年中の合計所得金額が500万円以下の者
- 夫と死別後に婚姻していない者、あるいは夫の生死が明らかでない者のうち、令和3年中の合計所得金額が500万円以下である者

ひとり親控除…… 婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない者で次の …… 300,000円

- ①～③の全てに該当する人
- ① 事実上婚姻関係と同様の者がいないこと。
- ② 生計を一にする子(総所得金額等48万円以下)がいること
- ③ 令和3年中の合計所得金額が500万円以下であること。

勤労学生控除…… 本人が学生・生徒で合計所得金額が75万円以下、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である人 …… 260,000円

配偶者控除…… 本人と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者を扶養している場合

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者	33万円	22万円	11万円
老人配偶者(昭和27年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除…… 生計を一にする配偶者の合計所得金額が次の表にあてはまる場合

納税者本人の所得金額→	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	納税者本人の所得金額→	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者所得↓	控除額			配偶者所得↓	控除額		
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円				

扶養控除…… 本人と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の親族を扶養している場合

- 扶養親族(平成18年1月1日以前生まれ) …… 330,000円
- 老人扶養親族(昭和27年1月1日以前生まれ) …… 380,000円
- 同居老親等(昭和27年1月1日以前生まれ) …… 450,000円
- 特定扶養親族(平成11年1月2日以後平成15年1月1日以前生まれ) …… 450,000円

基礎控除…… 下表の合計所得金額に応じた控除額

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除	430,000円	290,000円	150,000円	0円

7. 税額控除

◎ 調整控除

税源移譲に伴う所得税と市・県民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額を所得割額から控除します。

- (1) 合計課税所得金額が**200万円以下**の人

<ol style="list-style-type: none"> ① 人的控除額の差の合計額 ② 合計課税所得金額 	} どちらか少ない額×5%(市民税3%、県民税2%)
---	----------------------------
- (2) 合計課税所得金額が**200万円超**の人
 {人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}×5%(市民税3%、県民税2%)
 ※ ただし、この額が2,500円以下の場合、2,500円

所得税と市・県民税の人的控除の差額一覧表

所得控除		金額	所得控除			金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除		一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円			老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除		48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円			50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除		一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円			特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円						

※ 合計課税所得金額・・・課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

◎ 配当控除

利益の配当における配当所得がある場合は、下表により計算した金額を所得割額から控除します。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から令和3年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①か②のいずれか少ない金額に下表の割合を乗じた額を控除します。

- ① 所得税の住宅借入金等特別税額控除の内、所得税において控除しきれなかった額
- ② (1)平成26年3月までの間に入居された人
前年分の所得税に係る課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(限度額97,500円)
(2)平成26年4月から令和3年12月までの間に入居された人
前年分の所得税に係る課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た金額(限度額136,500円)
(※住宅購入時に5%の消費税が適用された場合の限度額は97,500円)

※1 住民税での控除対象は、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除可能額がある人

※2 平成11年から18年までの間に入居した人で、市長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額

区 分	市 民 税	県 民 税
住宅借入金等特別税額控除	3/5	2/5

◎ 配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除

特定配当などにおける所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下表により計算した金額を所得割額、均等割額の順に控除します。

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

◎ 寄附金税額控除額

前年中に次の寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)を控除します。

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

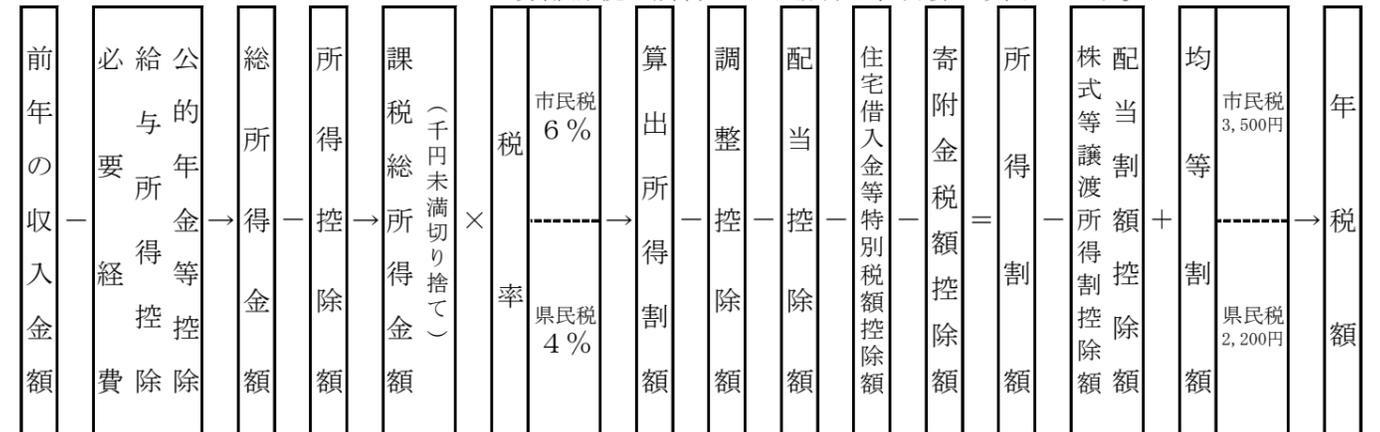
- ② 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- ③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は3/5、県民税は2/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を差し引いた額	割合	課税総所得金額から人的控除差調整額を差し引いた額	割合
0円以上195万円以下	84.895%	1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
195万円を超え330万円以下	79.79%	4,000万円超	44.055%
330万円を超え695万円以下	69.58%	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
695万円を超え900万円以下	66.517%	0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合
900万円を超え1,800万円以下	56.307%		

8. 市・県民税の計算方法

※ 分離課税の所得がある場合は、計算が異なります。



9 (1) 給与所得からの特別徴収

6月から翌年5月まで12回での分割納付になります。(ただし、税額が均等割額に相当する金額以下である場合は最初に徴収すべき月に全額徴収します。)

※ 6月から翌年4月末までの間に退職などの理由によって給与の支払を受けなくなった場合の残税額の徴収について

- ① 6月1日から12月31日までの間は、本人から一括徴収の申出があれば残税額を一括徴収し、納付してください。
- ② 翌年1月1日から4月30日までの間は、本人からの申出がなくても一括徴収し、納付してください。(ただし、支払われる給与又は退職手当などが当該月割額の金額を超えるとき)

(2) 年金所得からの特別徴収

前年中に公的年金等の支払いを受けた人で、4月1日現在で65歳以上の人については、公的年金等に係る市・県民税が年金より特別徴収されます。4月(仮徴収)、6月(仮徴収)、8月(仮徴収)、10月(本徴収)、12月(本徴収)、翌年2月(本徴収)の分割納付となります。

(3) 普通徴収

6月(1期)、8月(2期)、10月(3期)、翌年1月(4期)の分割納付となります。ただし、税額が5,700円以下の場合、全額を1期に徴収します。

- ◎大洲市役所 税務課市民税係 0893-24-1711 (内線129~132)
 長浜支所 0893-52-1111
 脇川支所 0893-34-2311
 河辺支所 0893-39-2111
 公式ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>